

新旧対照表

《マイナポイント事業に関する特約》

追加箇所は赤字下線、削除箇所は青字訂正線

現行	改定後
<p>第2条（定義）</p> <p>(11)「利用者」とは、マイナンバーカードの保有者であって、マイキーIDの設定(マイナポイントの予約を行うことでマイキーIDが設定されます)を行った者のうち、一つのキャッシュレス決済サービスを選択して本サービスの申込み・登録を希望する者または行った者をいいます。</p>	<p>第2条（定義）</p> <p>(11)「利用者」とは、<u>2021年3月末日までにマイナンバーカードの交付申請を行い</u>、マイナンバーカードの保有者であって、マイキーIDの設定(マイナポイントの予約を行うことでマイキーIDが設定されます)を行った者のうち、一つのキャッシュレス決済サービスを選択して本サービスの申込み・登録を希望する者または行った者をいいます。</p>
<p>第4条（ポイント付与の要件および方法）</p> <p>1.利用者は、本サービスの申込期間として事務局または対象決済事業者が定める期間内に、国が定めるマイナポイント利用規約および対象決済事業者が定める方法に従って申し込みを行い、対象キャッシュレス決済サービスの登録が完了した場合には、第3項に定める付与対象期間において、対象キャッシュレス決済サービスについて対象決済事業者が定める以下の各号に掲げるマイナポイント付与の方法ごとに、以下各号に掲げる行為(以下「対象行為」といいます。)を行ったとき、マイナポイントの付与を受けることができます。なお、マイナポイント利用規約および対象決済事業者が定める方法に従って申し込みを行い、対象キャッシュレス決済サービスの登録が完了した場合には、原則として、登録した対象キャッシュレス決済サービスを変更することはできません。</p> <p>(2) キャッシュレス決済サービスによる物品等の購入のための決済額に応じてマイナポイントを付与する方法 対象キャッシュレス決済サービスによる物品等の購入を行うこと(キャッシュレス決済サービスのチャージは除く)</p> <p>3.付与対象期間は、利用者が本サービスの申込みを行った日と2020年9月1日のいずれか遅い日から、2024年3月31日までの期間をいいます。</p> <p>5.マイナポイントは、対象キャッシュレス決済サービスに係る決済手段として付与される方法、当該決済手段とは異なる決済手段として付与される方法または対象キャッシュレス決済サービスに係る決済手段もしくは当該決済手段とは異なる決済手段に交換することができる中間ポイント等として付与される方法のうち、対象決済事業者が定める方法により付与されます。</p>	<p>第4条（ポイント付与の要件および方法）</p> <p>1.利用者は、本サービスの申込期間として事務局または対象決済事業者が定める期間内に、国が定めるマイナポイント利用規約および対象決済事業者が定める方法に従って申し込みを行い、対象キャッシュレス決済サービスの登録が完了した場合には、第3項に定める付与対象期間において、対象キャッシュレス決済サービスについて対象決済事業者が定める以下の各号に掲げるマイナポイント付与の方法ごとに、以下各号に掲げる行為(以下「対象行為」といいます。)を行ったとき、マイナポイントの付与を受けることができます。なお、マイナポイント利用規約および対象決済事業者が定める方法に従って申し込みを行い、対象キャッシュレス決済サービスの登録が完了した場合には、原則として、登録した対象キャッシュレス決済サービスを変更することはできません。</p> <p>(2) キャッシュレス決済サービスによる物品等の購入のための決済額に応じてマイナポイントを付与する方法 <u>(ポイント等を発行し、当該ポイント等相当額を金融口座からの引落金額と相殺する方法を含む。その際、ポイント等相当額が引落金額を上回る場合には、消費者の口座に発行したポイント等相当額を付与しても構わない。)</u> 対象キャッシュレス決済サービスによる物品等の購入を行うこと(キャッシュレス決済サービスのチャージは除く)</p> <p>3.付与対象期間は、利用者が本サービスの申込みを行った日と2020年9月1日のいずれか遅い日から、<u>2021年9月末日</u>までの期間をいいます。</p> <p>5.マイナポイントは、対象キャッシュレス決済サービスに係る決済手段として付与される方法、当該決済手段とは異なる決済手段として付与される方法または対象キャッシュレス決済サービスに係る決済手段もしくは当該決済手段とは異なる決済手段に交換することができる中間ポイント等として付与される方法、<u>ポイント等を発行し当該ポイント等相当額を金融口座からの引落金額と相殺する方法、ポイント等相当額が引落金額を上回る場合に消費者の口座に発行したポイント等</u></p>

<p>6. マイナポイントは、原則として、対象行為に係る金額の合計値が付与の対象となる最小単位に達してから2か月以内の範囲で対象キャッシュレス決済事業者が定める時期に付与されます。</p>	<p>相当額を付与する方法のうち、対象決済事業者が定める方法により付与されます。</p> <p>6. マイナポイントは、原則として、対象行為に係る金額の合計値が付与の対象となる最小単位に達した後、<u>2021年11月末日までの範囲</u>で対象キャッシュレス決済事業者が定める時期に付与されます。</p>						
<p>【別紙】</p>							
<p>1. 本特約第3条第1項および第5項に定める「申込期間」「申込方法」「マイナポイント付与の方法」は、以下の通りとします。</p> <p>(1)本サービスの申込期間 2020年7月1日から2021年3月31日まで</p> <p>(2)申込方法： マイキープラットフォーム、セブン銀行 ATM、セブンイレブン店舗のマルチコピー機から必要事項を入力等</p>	<p>1. 本特約第3条第1項および第5項に定める「申込期間」「申込方法」「マイナポイント付与の方法」は、以下の通りとします。</p> <p>(1)本サービスの申込期間 2020年7月1日から2021年9月末日まで</p> <p>(2)申込方法： マイキープラットフォーム、セブン銀行 ATM 等から必要事項を入力等</p>						
<p>3. 本特約第3条第4項に定めるマイナポイント付与の最小単位は、以下の通りとします。</p> <p>4円単位の前払は、これに対して25%の割合のマイナポイントとして、1nanacoポイントを付与します。 なお、3円以下の前払の場合は、以下に定める期日までに、累計した25%の割合のマイナポイントとして、nanacoポイントを付与します。但し、累計後の端数分は切り捨てとなります。</p>	<p>3. 本特約第3条第4項に定めるマイナポイント付与の最小単位は、以下の通りとします。</p> <p>4円単位の前払は、これに対して25%の割合のマイナポイントとして、1nanacoポイントを付与します。なお、3円以下の前払の場合は、以下に定める期日までに、累計した25%の割合のマイナポイントとして、nanacoポイントを付与します。但し、累計後の端数分は切り捨てとなります。</p>						
<p>4. 本特約第3条第6項に定めるマイナポイントの付与時期は、原則、対象行為から3日頃迄とします。</p>	<p>4. 本特約第3条第6項に定めるマイナポイントの付与時期は、原則、対象行為から3日頃迄とします。<u>なお、3円以下の前払の場合は、以下に定める期日までに、累計した25%の割合のマイナポイントとして、nanacoポイントを付与します。但し、累計後の端数分は切り捨てとなります。</u></p> <table border="1" data-bbox="831 1563 1390 1671"> <thead> <tr> <th>前払を行った期間</th> <th>付与時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2020年7月1日から2021年3月末日まで</td> <td>2021年4月末日まで</td> </tr> <tr> <td>2021年4月1日から2021年9月末日まで</td> <td>2021年11月末日まで</td> </tr> </tbody> </table>	前払を行った期間	付与時期	2020年7月1日から2021年3月末日まで	2021年4月末日まで	2021年4月1日から2021年9月末日まで	2021年11月末日まで
前払を行った期間	付与時期						
2020年7月1日から2021年3月末日まで	2021年4月末日まで						
2021年4月1日から2021年9月末日まで	2021年11月末日まで						